

会社名 結城運輸倉庫株式会社

2019年度 安全目標/実施計画管理表

営業所

年間重点目標 : 「チャレンジ!!施設内破損事故ゼロ 全営業所同時期100日間達成!!」

●:実施 ▲:不十分 ×:未実施

2019年04月01日 作成

目標		計画		責任者	管理	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月												備考			
安全目標	達成基準	実施計画	達成基準			評価	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月		
1 コンタミ事故ゼロ	コンタミ事故0件	×	①営業所長、安全管理部及び本社(支店)担当は、荷卸しパトロールを実施し、手順通りに荷卸し作業を行っているのか確認、手順の逸脱が見られた場合は厳重指導を行い、記録に残す。特に以下のポイントを確認する。(1)タブレットの活用、(2)荷卸し確認書の記載方法、(3)荷卸し順序、(4)混油防止装置の正しい使用。	全乗務員が手順通りの荷卸し作業を実施している。パトロールの実施記録と、手順の逸脱が見られた場合の指導記録がある。	B	安全管理部 営業所長	計画:○	←												年間を通じて実施	
			②安全管理部が過去に起きたコンタミ事故事例から事故惹起者の作業手順や行動(心理面を含む)の原因一覧を作成し、それを基にした教育を行い、記録を残す。また、コンタミ隠蔽は絶対に起こさないための道徳教育を6月、10月、2月の安全衛生会議にて実施する。	コンタミ事故事例の原因一覧、再発防止策を周知した記録がある。また、隠蔽をした際に予想される結果を自覚させるための教育を行い、教育の記録がある。	B	安全管理部 営業所長	計画:○	←												○は道徳教育	
			③積込・荷卸作業手順確認書の使用状況をモニタリングし、内容に不備がある場合は原因を追究し、指導及び教育を行い、記録を残す。 ハイテク操作履歴を解析。積込・荷卸作業手順確認書との整合性を確認する。不備がある場合は指導及び教育し記録に残す。対象となる配送は安全管理部より指定する。	全ての乗務員が正しく積込・荷卸作業手順確認書を使用し、不備がゼロである。 月1名 1配送分実施し、記録がある。	C	営業所長 安全管理部	計画:○	←												年間通じて全員実施	
			④終業点呼にてタンクローリー付帯設備の機能について聞き取りし、不具合が発生した場合は速やかに点検、修理を行う。混油防止装置の点検結果を「ハイテクローリー日常点検チェックリスト」に記録し、日々混油防止装置の健全性を確認する。 また、ロックピンの一斉点検を実施し、混油防止装置の健全性を確認する。	混油防止装置が正しく機能するよう維持され、点検記録がある。	A	営業所長	計画:○	○											○	毎日実施	
			⑤営業所長、安全管理部及び本社(支店)担当は、荷卸し訓練を実施し、荷卸し作業時における「照合確認」の重要性を認識すると共に、確認書・タブレット(油種クリップ)の使用の意義を学ぶ。 ※コンタミ事故事例を見ると、全てセミハイテクまたはハイテク非搭載車両で発生している。 確認書・タブレット不使用によるコンタミ事故への危険性を学ぶ。	全ての乗務員が荷卸し訓練を実施し、荷卸し作業訓練チェック表を保管する。	A	安全管理部 営業所長	計画:○	←												年間を通じて全員実施	
2 交通人身事故ゼロ	交通人身事故0件	×	①交通KY教育コンテンツ(資料やDVD)、交通ヒヤリハット事例や自車ドライブレコーダー映像を利用した教育を行い、カモンレナイ運転の重要性を理解させ、教育記録を残す。	全営業所が交通KY教育を実施し、乗務員がカモンレナイ運転の励行を図っている。	A	安全管理部 営業所長	計画:○	←												安全衛生会議時に年1回以上実施	
			②国土交通省告示第1366号に準拠した教育を実施し、教育記録を残す。教育資料については、月次安全衛生会議時に安全管理部から送付される資料に基づく教育を実施する。また、国土交通省自動車交通局メールマガジン「事業用自動車安全通信」の情報を、乗務員へ周知する。	国土交通省告示第1366号に準拠した教育記録がある。初任者や事故惹起者など該当者がいた場合は、特定の運転者に対する特別な指導教育記録がある。また、メールマガジンの周知記録がある。	A	安全管理部 営業所長	計画:○	←												年間通じて実施	
			③管理者による添乗教育を実施し、乗務員の運転操作、運転の癖などを確認し、意見や考え方を聞いて意思の疎通を図る。実施回数は一入1回以上とし、事故惹起者、新人は2回以上行うこととする。 ※本社安全管理部始め本社(支店)担当も営業所訪問時に添乗教育を実施する。	全ての乗務員の添乗教育が実施されていて、実施記録がある。	B	安全管理部 営業所長	計画:○	←												年間通じて全員実施	
			④安全管理部及び本社(支店)担当は、ドライブレコーダー映像のモニタリングを実施し、適正な車間距離の保持、急加速・急減速・急ハンドルが無い、その他正しい運転操作を行っているか、法令に抵触する危険行為が無い、を確認し、記録に残す。	月1名 60分間実施し記録がある。	B	安全管理部 営業所長	計画:○	←												年間通じて実施	
3	事故根絶	施設内破損事故ゼロ 全営業所同時期 100日間達成	×	①当社で発生率の一番高い「施設内破損事故」根絶に向けた活動を行う。※全営業所で施設内破損事故ゼロ100日を達成するまでやり続け、100日を達成したら、150日、200日と目標をアップしていき、達成した際に乗務員へ何に意識したのかヒアリングをし、記録に残す。 バックで着ける配送先では、給油口に着車する手前で必ず一旦停止。降車し後方・周囲の目視安全確認を行う。また必要に応じてカラーコーンを設置する。	施設内破損事故が全営業所同時期で100日間ゼロを達成している。	B	営業所長 安全管理部	計画:○	←												

目標			計画		責任者	管理	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考						
安全目標	達成基準	評価	実施計画	達成基準																評価					
3	事故根絶	施設内破損事故ゼロ 全営業所同時期 100日間達成	×	②乗務員教育を開催し、本社・支店担当者が参加する。5月から9月の間で実施し、多くの乗務員を参加させる。対象者は安全管理部及び営業所長が指定する。※注意：新人乗務員教育と混在しない 教育テーマ：「施設内破損事故ゼロ達成に向けて」 仙台支店：5月・8月、関東・静岡支店合同：6月、7月、9月	乗務員教育を開催し、実施記録がある。	A	安全管理責任者 安全管理部	計画：○	○	○	○	○	○												
				③営業所長はグループ長に対し、月一度のグループミーティングを必ず開催し、報告書にまとめるよう指示をする。グループ長はグループ活動を活性化すべくミーティングなどを通じてグループ員とのコミュニケーションを図り、半期毎に設定したグループ目標を達成するように努める。尚、グループ長定例会議は4月・10月に東北地区は仙台支店で、関東・静岡地区は本社にて開催する。	全グループでグループミーティングが実施され、グループミーティング報告書に記録があり、グループ目標が達成されている。	B	営業所長 グループ長	計画：○	←														毎月Grミーティングを開催する (4月・10月にGr長定例会議)		
				④営業所長は安全衛生会議を月1回開催し、様々な情報伝達の場合であることを意識した会議進行に努め、乗務員に発言を促すように努める。それら乗務員のコメントを記載した議事録を作成して保管する。参加できなかった乗務員に対しては、翌日または翌々日中に同じ内容で開催し、議事録に残す。	毎月安全衛生会議を開催し、議事録に参加した乗務員のコメントが記載されている。不参加乗務員へのフォロー記録がある。	B	営業所長	計画：○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月開催する	
				⑤積込パトロール、荷卸しパトロール、添乗指導教育、車両後退(バック走行)訓練を各手順に則ってチェックし、年間通して全乗務員実施し、記録を乗務員個人管理台帳に保管する。※本社安全管理部始め本社(支店)担当も営業所訪問時にパトロール及び添乗指導を実施する。	積み込み・荷卸しパトロール、添乗指導教育、車両後退訓練、を計画的に実施する。車両後退訓練は、荷卸し場を想定し、安全な作業スペース(およそ1m)を確保する訓練を行う。また、教育記録がある。	B	営業所長	計画：○	←															年間通じて全員実施	
				⑥本社・営業所一体となった事故及び緊急事態対応訓練(通報訓練や実動訓練、BCP訓練)を行い、分析・検討を行う。	実戦に即した事故及び緊急事態発生時の対応訓練を行っている。	A	安全管理責任者	計画：○							○										9月中旬に実施
				①毎月1人1件以上の提出があり、営業所内では回覧等で共有(サイン)する。さらに安全衛生会議やグループ長定例会議時に、事故防止に大いに関係する重要なヒヤリハットにおいて検討する。	毎月1人1件以上の提出があり、営業所別の月間目標件数を達成している。また、乗務員に対しヒヤリハットの教育を実施し、効果的な指導がなされている。	A	営業所長 安全管理部	計画：○	←																
5	安全マネジメントシステムの浸透活動	理解度テスト90点以上獲得	○	①年1回の内部監査を実施。内部監査員が各営業所に赴き、チェックリストに基づき各種記録・議事録・台帳や安全方針等の掲示物確認を行う。2月上旬までに完了。	内部監査が実施され、記録があり、結果が高評価である。	B	安全管理部 営業所長	計画：○																	
				②社内集合教育(新入社員集合教育、グループ長定例会議)における安全マネジメントシステム教育にて、自主保安体制確立・強化への理解を深める。4月、10月 Gr長定例会議。5~9月 乗務員教育。6月、11月 新入社員集合教育にてそれぞれ実施。	社内集合教育において、安全マネジメントシステム教育を実施し記録を残す。	A	安全管理部 営業所長	計画：○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
6	自社ルール(規則)と法令遵守の徹底	・アルコール違反者ゼロ ・速度超過違反者前年比半減 ・1ヶ月拘束時間 協定時間 越えゼロ	×	①営業所長は自動車を運転する者は絶対に酒気を帯びてはいけない精神で取り込み、万一違反者が出た場合は理由を確認し、指導と厳重注意を行い記録を残す(酒気帯び違反者に対し安全管理部から注意文書を発行し、違反者は反省文を提出)。同様に速度超過違反の確認を行い、月間10回以上の速度超過違反者に対して、安全管理部から注意文書を発行し、指導の記録を残す。	酒気帯びによる違反者がゼロである。速度超過による違反者が前年比半減である。	B	営業所長 安全管理部	計画：○	←												毎日実施				
				②営業所長は出勤表(勤怠管理表)を基に拘束時間、休憩時間及び休憩時間等の確認を行い、適正な運行が出来ているのか日々確認する。	協定書で定めた1ヶ月の拘束時間超過がゼロである。	B	営業所長	計画：○	←																
7	見える化運動の実施	本日安全重点日の点呼立会いと情報展開	○	①営業所長及び本社(支店)担当者、支店長が始業点呼に立ち会い、安全管理部からの伝達事項を乗務員へ展開する。また、点呼を点呼実施要領通りに実施しているかチェックをし記録する。全社員がリボンを身につけ、乗務員は安全カードを点呼執行者へ提示し、社員一人1人の安全意識を高める(安全カードは優良乗務員の色分けした物を作成し配付する)。	・始業点呼・終業点呼を点呼実施要領通りに実施し、点呼記録表が適正に管理されている。 ・「本日安全重点日」に全社員がリボンを身につけ、安全カード(安全目標と5つのキーワードが印字された物)を携帯している。	A	営業所長 支店長 安全管理部	計画：○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月2回(基本は1日と15日)実施 (点呼実施チェックは月1回以上)			

評価基準：A=達成 B=一部達成 C=未達成